

財関第879号
令和元年7月1日

各税関長殿
沖縄地区税関長 殿

財務省関税局長
中江 元哉

揮発油その他の石油類の数量測定に流量計を使用する
場合の取扱いについての一部改正について

揮発油その他の石油類の数量測定に流量計を使用する場合の取扱いについて
(昭和44年11月18日蔵関第3223号)の一部を下記のとおり改正し、令和元年7月1日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよ
うに改める。